

令和7年度 九都県市指定低公害車普及状況調査業務委託				脱炭素社会移行推進部循環型社会推進課 多田		
年度科目	令和7年度					
説明	九都県市指定低公害車の普及台数を調査し、九都県市指定低公害車の普及状況を調査する。					
	品名	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
1 直接人件費						
(1) リスト作成		1	式			
(2) 登録台数調査		1	式			
(3) 保有台数調査		1	式			
(4) 普及台数の集計		1	式			
2 直接経費						
(1)打合せ・協議 ア 交通費		1	式			
(2)成果品 ア 電子成果品作成費		1	式			
(3)自動車保有台数データ ア データ取得費 (軽自動車登録情報データ)		1	式			
イ データ取得費 (自動車検査登録情報データ)		1	式			
3 間接原価						
(1)その他原価						
4 一般管理費等						
5 小計						
6 消費税						(小計) × 10%
7 合計						

令和7年度九都県市指定低公害車普及状況調査業務委託仕様書

1 目的

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）では、低炭素（低燃費）及び低排出ガスの両方の性能を満たした自動車を「九都県市指定低公害車（以下「指定低公害車」という。）」として指定し、九都県市あおぞらネットワークで公表している。

本委託は、令和7年3月31日時点の九都県市域内における指定低公害車の普及台数を調査することで、指定低公害車の普及状況を把握することを目的とする。

2 業務概要

発注者から提供する令和7年3月31日時点の指定低公害車データ及び過去の解除データを一覧表（以下「リスト」という。）とし、次の法人に対して九都県市域内における指定低公害車の保有データの抽出を依頼し、その成果品により指定低公害車の普及台数を集計する。

- ・ 一般財団法人自動車検査登録情報協会（以下「自検協」という。）
- ・ 一般社団法人全国軽自動車協会連合会（以下「全軽自協」という。）

3 提供資料

- （1）令和7年3月31日時点の指定低公害車データ
- （2）過去の指定低公害車の解除データ

4 業務内容

- （1）自検協及び全軽自協へ送付するリストの作成

ア 自検協へ送付するリストの作成

発注者から提供する令和7年3月31日時点の指定低公害車データ及び過去の解除データから軽自動車を除いたものを分類し、燃料コード別、メーカーコード別、類別区分番号別、改造車別、重量別、限定表示別リストを作成する。

イ 全軽自協へ送付するリストの作成

発注者から提供する令和7年3月31日時点の指定低公害車データ及び過去の解除データから軽自動車のみを分類し、型式指定番号別、類別区分番号別、型式別、通称名別リストを作成する。

なお、型式に「改」が含まれる改造車については、「改」のない型式としてリストを作成する。

- （2）自検協に対する登録台数調査

（1）アで作成したリストを自検協へ送付し、九都県市別、車種別、メーカー別、燃料別、通称名別、型式別、類別区分番号別、初度登録年別（平成6年4月から令和7年3月末）について自検協に抽出依頼を行い、抽出されたデータを成果品として受領する。

なお、自検協へのデータ抽出に伴う費用は受託者が負担する。

(3) 全軽自協に対する保有台数調査

(1) イで作成したリストを全軽自協へ送付し、九都県市別、車種別、メーカー別、燃料別、通称名別、型式別、類別区分番号別、初度登録年別（平成6年4月から令和7年3月末）について全軽自協に抽出依頼を行い、抽出されたデータを成果品として受領する。

なお、全軽自協へのデータ抽出に伴う費用は受託者が負担する。

(4) 指定低公害車の普及台数の集計

上記(2)及び(3)で取得した成果品を使用し、都県市別、初度登録年別、車種別、燃料別、九都県市低公害車指定基準別に指定低公害車保有台数を集計する。

また、指定が解除された車両についても、区分別毎に集計データを括弧書きで作成する。

なお、区分内訳については、別紙1を参照すること。

ア 車種・初度登録年別保有状況

(ア) 車種別指定低公害車保有台数及び割合（都県市別13区分×車種別15区分）

(イ) 車種別初度登録年別指定低公害車保有台数及び割合（初度登録別6区分×車種別15区分）

(ウ) 車種別初度登録年別指定低公害車保有台数（都県市別13区分・車種別15区分×初度登録別6区分）

イ 燃料別保有状況

燃料別指定低公害車保有台数及び割合（都県市別13区分・車種別11区分・燃料別9区分×初度登録別6区分）

ウ 指定区分別保有状況

(ア) 指定区分別指定低公害車保有台数及び割合（都県市別13区分・車種別11区分・指定区分別12区分×初度登録別6区分）

(イ) 指定区分別燃料別指定低公害車保有台数及び割合（都県市別13区分・車種別11区分・指定区分別12区分・燃料別9区分×初度登録別6区分）

5 履行場所

九都県市首脳会議環境問題対策委員会大気保全専門部会 事務局

〔令和7年〕横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局循環型社会推進課

〔令和8年〕相模原市環境経済局環境部環境保全課

6 留意事項

「4 業務内容」(4)の実施にあたり、次の事項に留意しデータを作成すること。

(1) 新規の指定低公害車は指定日以降を集計することとし、指定解除車は解除日までに登録した車を集計する。

(2) 指定日及び解除日により、データの算出が困難な場合には、適切な月単位に整理する。

- (3) 自検協及び全軽自協成果品には、データの重複等があり、集計にあたりデータの編集、加工等を要する場合がある。
- (4) 自検協及び全軽自協成果品から指定低公害車の保有状況等を集計する際の集計方法（データの編集等を要した場合はその理由と編集等の方法等）及び作業過程を記録する。また、型式ごとに、該当する車種区分を整理する。

7 報告書

- (1) 報告書には「4 業務内容」の集計結果とあわせて、目的、調査方法、調査結果概要等を記載する。また、報告書の体裁は、発注者から提供する「令和6年度九都県市指定低公害車普及状況調査 令和7年3月九都県市大気保全専門部会」を参考とすること。
- (2) 報告書冊子はA4判で9部作成する。件名は「令和7年度九都県市指定低公害車普及状況調査 令和8年3月九都県市大気保全専門部会」とすること。
- (3) 令和8年2月20日までに報告書案の電子データを発注者に提出し、確認を受けること。
- (4) 報告書及び関連データ（自検協、全軽自協成果品及びそれらの加工データを含む）、集計方法等の説明を収録した電子媒体（CD-ROM又はDVD-ROM）を9部作成すること。

8 納品

納品は令和8年3月11日までに発注者の指定する場所（別紙2）に行うこと。

9 成果品の帰属、秘密の保持

- (1) 本委託業務の成果品に係る著作権は、九都県市首脳会議環境問題対策委員会大気保全専門部会に帰属するものとする。
- (2) 本委託の執行にあたり、知り得た情報資料及び情報等は一切外部に漏らさないこと。
- (3) データの秘密保持等について万全の管理を行うこと。
- (4) 本委託で得たデータ等の目的外使用を禁止する。

10 支払い

支払いは業務の完了後、受託者からの請求に基づき一括払いとする。

11 連絡先

九都県市首脳会議環境問題対策委員会大気保全専門部会 事務局
横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局循環型社会推進課
電話 045-671-4225

12 その他

本仕様書に疑義が生じた時及び定めのない事項については、別途、発注者と受託者の協議の上定める。

別紙 1

区分内訳一覧

	区分
都県市別 1 3 区分	九都県市計、埼玉県（さいたま市除く）、さいたま市、埼玉県（さいたま市含む）、千葉県（千葉市除く）、千葉市、千葉県（千葉市含む）、東京都、神奈川県（横浜市、川崎市、相模原市除く）、横浜市、川崎市、相模原市、神奈川県（横浜市、川崎市、相模原市含む）
初度登録年別 6 区分	（平成 6 年から）令和 3 年以前、令和 4 年、令和 5 年、令和 6 年、令和 7 年 1 月～ 3 月、合計
車種別 1 5 区分	乗用車（普通、小型、軽、計） 4 区分 貨物車（普通、小型、軽、計） 4 区分 特種車（普通、小型、計） 3 区分 乗合車（普通、小型、計） 3 区分 全車種計 ※貨物車（小型）は小型四輪貨物及び小型三輪貨物、貨物車（軽）は軽四輪貨物及び軽三輪貨物を集計する。
車種別 1 1 区分	普通乗用、小型四輪乗用、軽乗用、普通貨物、小型四輪貨物、軽貨物、普通特種、小型特種、普通乗合、小型乗合、全車種
燃料別 9 区分	ガソリン、軽油、L P G、電気、C N G、ハイブリッド、圧縮水素、プラグインハイブリッド、合計 ※ハイブリッド（ガソリン）及びハイブリッド（軽油）はハイブリッドに分類する。 ※ガソリン（ハイブリッド）・電気はプラグインハイブリッドに分類する。
九都県市 指定基準別 1 2 区分	平成 3 0 年超、平成 3 0 年優（エネルギー＋）、平成 3 0 年優（クリーン＋）、平成 3 0 年良 平成 2 1 年超、平成 2 1 年優、平成 2 1 年準超、平成 2 1 年準優、平成 1 7 年超、平成 1 7 年優、平成 1 7 年良、合計

別紙 2

納品先一覧

自治体名	所属	郵便番号	住所
埼玉県	環境部大気環境課	330-9301	埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1 埼玉県庁第三庁舎 3 階
千葉県	環境生活部大気保全課	260-8667	千葉県千葉市中央区市場町 1-1 千葉県庁本庁舎 3 階
東京都	環境局環境改善部 自動車環境課	163-8001	東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第二本庁舎 20 階北側
神奈川県	環境農政局環境部 環境課	231-8588	神奈川県横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁新庁舎 4 階
横浜市	脱炭素・GREEN×EX PO 推進局脱炭素部循環 型社会推進課	231-0005	神奈川県横浜市中区本町 6-50-10 横浜市役所 30 階
川崎市	環境局環境対策部 地域環境共創課	210-8577	神奈川県川崎市川崎区宮本町 1 川崎市役所 本庁舎 20 階
千葉市	環境局環境保全部 環境規制課	260-8722	千葉県千葉市中央区千葉港 1-1 千葉市役所 高層棟 7 階
さいたま市	環境局環境共生部 環境対策課	330-9588	埼玉県さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所 7 階
相模原市	環境経済局環境部環境保 全課	252-5277	神奈川県相模原市中央区中央 2-11-15 相模原市役所本館 5 階

※ 各都県市には、それぞれ報告書冊子 1 冊、電子媒体（CD-ROM又はDVD-ROM 1 枚）を納品すること。